

和歌山県登録県産品に係る登録（登録更新）審査申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 様

申請者 〈区分〉 ● 製造(加工)事業者(直接の販売等も行う者) ● 製造(加工)事業者(直接の販売等は行わない者) ● 販売等事業者 (いずれかを○で囲むこと。) 記入しない。	主たる事務所の所在地 (個人事業者は住所も記入) 〒 640 - 〇〇〇〇 和歌山市〇〇1-2-3 □□ビル4F (住所は、下の枠内に記載してください。) 〒 -
	(ふりがな) 名称 (個人事業者は、商号、屋号等を記入) 株式会社 わかやまほんぽ 和歌山本舗
	(ふりがな) 代表者の職氏名 (個人事業者は、その者の氏名) 代表取締役社長 わかやま たろう 和歌山 太郎
	電話番号 073 (444) 0000
	FAX番号 073 (444) 9999
	記載担当者 〈所属〉 ××課 〈職・氏名〉 係長 和歌山 一郎 〈電話番号〉 073 (444) 0000 〈FAX番号〉 073 (444) 9999 〈メールアドレス〉 ichiro@wakayama.co.jp

下記の物品（製品）について、和歌山県産品物品優先調達台帳に登録（登録更新）したいので、和歌山県物品調達における県産品登録制度等に関する要綱（平成25年制定）第4条第1項（6条第1項）の規定により関係書類を添えて申請します。
 また、この申請書及び関係書類のすべての記載は、事実と相違ないことを誓約します。

記

申請物品 ※ 〈区分〉 記入しない。 ● 備品	(1) 名称 和歌山の水 500ml 〈品目： 飲料水〉 「物品等の調達契約に係る営業種目一覧表」の「(品目等) 例示」欄を参考に、一般的な名称を記入してください。商品名ではありません。
	(2) 製品コード番号（製造業者が設定しているもの） 12345
	(3) 製造業者（名称及びその主たる事務所の所在地） 株式会社 和歌山本舗（和歌山市〇〇1-2-3） どちらも県内
	(4) 製造場所（工場及びその所在地） 株式会社 和歌山本舗 〇〇工場（〇〇町××1-1）

(注) 1 法人事業者の「主たる事務所」が法人登記と異なる場合及び個人事業者の「住所」が住民票と異なる場合には、その旨を注記すること。

2 ※の欄には、記入しないこと。

受付番号	受付印
※	※
※	記入しない。
※	
※	

登録県産品に関する調書

申請物品の名称： 和歌山の水 500ml

申請者（名称）： 株式会社 和歌山本舗

1 申請物品の用途について

(1) 品目

飲料水

「物品等の調達契約に係る営業種目一覧表」の「(品目等)例示」欄を参考に、一般的な名称を記入してください。商品名ではありません。

(2) 用途

飲料

(3) 使用・活用対象業務（事務）

県主催の会議・イベント等の飲料水として使用

県の業務で有効性を発揮すると思われることを記入してください。

2 申請物品の規格等について

500ml ペットボトル

購入選定で基本となる項目を長さ、大きさ、重さ、材質、色等の形状などを、数値、番号、符号等により簡潔に記入してください。

3 申請物品の素材及び製造方法について

(1) 素材の概要

熊野山系地下200mから汲み上げたミネラルバランスに恵まれた天然水
〈素材の調達方法： 自社工場にて汲み上げ 〉

(2) 製造方法の概要

濾過 → 殺菌 → 充填
〈施設・設備の内容： 濾過器、貯蔵タンク、充填機、巻締機 〉
〈製造従事者数： 20 人 〉

パンフレット、カタログ等価格の分かるものを添付してください。

4 申請物品の製品価格（製造業者が算定する標準売出し価格）について

@ 190 円／本 （単称）

最小納入単位

〈単称当たりの構成数量： 〉

記載例： 1箱＝○個入り （1個：△本組×□セット）

5 申請物品の県産品該当について

(1) { 次の4項目のいずれか該当するものに、□へ○印を付して下さい。 }

申請物品は、県内で生産された素材が3分の2以上を占める製品である。
別記計算表1のとおり

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「控除方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。
別記計算表2のとおり

- 申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「積み上げ方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

別記計算表3のとおり

- 申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「非材料費から割り出す方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

別記計算表4のとおり

(2) { 次のア～エの全ての要件を満たしている場合には、□へ○印を付して下さい。 }

- また、申請物品は、次のア～エの全ての要件を満たしている。
- ア 申請の時点で製品の販売を開始してから概ね1年以上のものであること。
 - イ JIS規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているものであること。
 - ウ 特許権等の権利に関する問題が生じていないものであること。
 - エ 公序良俗に反せず、法令、条例、規則等で製造、販売等が禁止されていないものであること。

6 申請物品の取扱い販売店について

申請物品について販売、納品等ができる県内に営業所、販売所等を設けている事業者について記入してください。その事業者の「事業者の名称及びその主たる事業所の所在地、県内の営業所等の名称及び所在地」を明記してください。

- (1) 株式会社 和歌山本舗 本社 (和歌山市○○1-2-3)
- (2) 株式会社 和歌山本舗 ○○工場 (○○町××1-1)
- (3) ××商店 (和歌山市××) **自社以外でも、販売・納品ができる販売所等があれば記入してください。**
- (4) △△株式会社 スーパー△△海南店 (海南市××111-1)

7 添付書類について

- (1) 県産品の写真、販売用カタログ、パンフレット
- (2) 県産品の使用・活用方法等について説明する書類
- (3) 県産品について1年以上の販売実績があることを示す書類（契約書、納品控え書等の写し）
- (4) 県産品の製品価格（製造業者が算定する標準売出し価格）について説明する書類
- (5) 県産品の素材の構成及び製造（加工）の内容について説明する書類

現在登録している県産品について、更新登録しようとする場合は、実績を示す書類の提出は不要です。

県産品該当についての計算表

申請物品の名称： 和歌山の水 500ml

申請者（名称）： 株式会社 和歌山本舗

どちらかに○

申請物品（製品）は、 $\left\{ \begin{matrix} \text{重さ} \\ \text{体積} \end{matrix} \right\}$ において、県内で生産された素材が3分の2以上を占める製品である。

1 申請物品（製品）の素材の内容について

素材の生産場所	素材の名称	素材の製造元（納入元） <small>（県内の素材については、できるだけ多く記入してください。）</small>		割合（%）
		名称	所在地	
県内の素材	○○の地下水	(株)和歌山本舗 ○○工場	○○町××1-1	94
県外の素材	(主なもの) ペットボトル・ラベル			6
	(主なもの)			
	その他の素材			
合計				100

県内素材とわかる書類を添付してください。

中身だけでなく容器等も含めた製品全体の重さ（又は体積）を100とし、割合を算出してください。

県内の素材の割合（計）	94	%	66.6%以上必要
-------------	----	---	-----------

* 県内の素材についての配合状況や県内の素材であることを示す資料を添付してください。

2 申請物品（製品）の製造場所及び製造の内容について

製造業者（名称及びその主たる事務所の所在地）
株式会社 和歌山本舗 （和歌山市○○1-2）
製造場所（工場名及びその所在地）
株式会社 和歌山本舗 ○○工場 （○○町××1-1）
製造の主な内容（製造工程項目名）
濾過 → 殺菌 → 充填

どちらも県内

製造工程順に記入してください。

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品（製品）の製造業者の証明（記名押印）を受けてください。

申請物品（製品）の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品（製品）の製造業者
（名称及び主たる事務所の所在地）
（代表者の職氏名）

申請者が申請物品を製造（加工）していない場合は、製造（加工）業者に、県産品申請について了承を得たうえ、この欄に証明してもらってください。

印

県産品該当についての計算表

以下は、「実質的な変更をもたらす行為」に該当しません。

- ・商品にラベルを付け、その表示を施すこと。
- ・商品を容器に詰め、又は包装すること。
- ・商品を単に詰め合わせ、又は組み合わせること。
- ・簡単な部品の組み立てをすること。
- ・単なる切断
- ・輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為
- ・単なる混合

申請物品の名称： 梅酒 和 720ml

申請者（名称）： 株式会社 和歌山本舗

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「控除方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

これについては、下記のとおり、
 { ア その製品の直近の1年間の製造分
 イ その製品の直近の製造単位分
 ウ その製品の直近の1個当たりの製造単価分 } の数値から
 算定される。

1 申請物品(製品)の県内生産での付加価値について

・「控除方式」の算定方式：(製品価格－非県産材料価格)／製品価格

$$\left\{ \frac{(\text{A}) \text{ 972 円} - (\text{B}) \text{ 130 円}}{(\text{A}) \text{ 972 円}} \right\} \times 100 = (\text{C}) \text{ 8.6 \%}$$

・製品価格 972 円 (A)

・非県産材料価格の内訳

材料の名称(非県産材料)	価格(円)
(主なもの) 液糖	30
(主なもの) アルコール	14
その他の非県産材料	86
非県産材料価格(計)	130 (B)

中身だけでなく、
容器・包装等についても、
県産材料でない場合は
記入してください。

県内生産での付加価値	8.6 % (C)
------------	-----------

40%以上必要

* 製品価格及び非県産材料価格について示す資料を添付してください。

2 申請物品(製品)の製造場所及び製造の内容について

製造業者(名称及びその主たる事務所の所在地)

株式会社 和歌山本舗 (和歌山市〇〇1-2) **どちらも県内**

製造場所(工場名及びその所在地)

株式会社 和歌山本舗 〇〇工場 (〇〇町××1-1)

製造の主な内容(製造工程項目名)

漬込 → 濾過 → 調合 → 充填 **製造工程順に記入してください。**

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品(製品)の製造業者の証明(記名押印)を受けてください。

申請物品(製品)の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品(製品)の製造業者
(名称及び主たる事務所の所在地
(代表者の職氏名)

申請者が申請物品を製造(加工)していない場合は、
製造(加工)業者に、県産品申請について了承を得たうえ、
この欄に証明してもらってください。

印

県産品該当についての計算表

以下は、「実質的な変更をもたらす行為」に該当しません。

- ・商品にラベルを付け、その表示を施すこと。
- ・商品を容器に詰め、又は包装すること。
- ・商品を単に詰め合わせ、又は組み合わせること。
- ・簡単な部品の組み立てをすること。
- ・単なる切断
- ・輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為
- ・単なる混合

申請物品の名称： ○○○○

申請者（名称）： 株式会社 和歌山本舗

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「積み上げ方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

これについては、下記のとおり、
 { ア その製品の直近の1年間の製造分
 イ その製品の直近の製造単位分
 ウ その製品の直近の1個当たりの製造単価分 } の数値から算定される。

1 申請物品(製品)の県内生産での付加価値について

- ・「積み上げ方式」の算定方式：{県産材料価格の合計+生産コスト(労務費、製造・加工経費等)+輸送コスト+利益} / 製品価格

$$\frac{(\text{A}) \text{ 50 円} + (\text{B}) \text{ 26 円} + (\text{C}) \text{ 10 円} + (\text{D}) \text{ 54 円}}{(\text{E}) \text{ 216 円}} \times 100 = \frac{64}{(\text{F})} \%$$

- ・県産材料価格の内訳

材料の名称(県産材料)	価格(円)	県産材料の製造元(納入元)	
		名称	所在地
×××	40	○○店	和歌山市○○5-5
容器	10	(有)××パッケージ	和歌山市××7-1
県産材料価格(計)	50	(A)	

中身だけでなく、容器・包装等も含め、県産材料を記入してください。県産材料とわかる書類を添付してください。

- ・生産コスト

「労務費」 10 円 + 「製造・加工経費等」 16 円 = 26 円 (B)

- ・輸送コスト

10 円 (C)

- ・利益

54 円 (D)

- ・製品価格

216 円 (E)

県内生産での付加価値	64	% (F)	40%以上必要
------------	----	-------	---------

* 製品価格、県産材料価格、生産コスト、輸送コスト及び利益について示す資料を添付してください。また、県産材料であることを示す資料についても添付してください。

2 申請物品(製品)の製造場所及び製造の内容について

製造業者(名称及びその主たる事務所の所在地)
 株式会社 和歌山本舗 (和歌山市○○) どちらも県内

製造場所(工場名及びその所在地)
 株式会社 和歌山本舗 ○○工場 (○○町××1-1)

製造の主な内容(製造工程項目名)
 ×× → ×× → ×× → ×× 製造工程順に記入してください。

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品(製品)の製造業者の証明(記名押印)を受けてください。

申請物品(製品)の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品(製品)の製造業者
 (名称及び主たる事務所の所在地)
 (代表者の職氏名)

申請者が申請物品を製造(加工)していない場合は、製造(加工)業者に、県産品申請について了承を得たうえ、この欄に証明してもらってください。

印

県内生産の素材が3分の2未満で、付加価値を非材料費から割り出す場合の様式

県産品該当についての計算表

- 以下は、「実質的な変更をもたらす行為」に該当しません。
- ・商品にラベルを付け、その表示を施すこと。
 - ・商品を容器に詰め、又は包装すること。
 - ・商品を単に詰め合わせ、又は組み合わせること。
 - ・簡単な部品の組み立てをすること。
 - ・単なる切断
 - ・輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為
 - ・単なる混合

申請物品の名称： 梅酒 和 720ml

申請者（名称）： 株式会社 和歌山本舗

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「非材料費から割り出す方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された物品である。

これについては、下記のとおり、
 ア その製品の直近の1年間の製造分
 イ その製品の直近の製造単位分
 ウ その製品の直近の1個当たりの製造単価分 の数値から算定される。

1 申請物品(製品)の県内生産での付加価値について

・「非材料費から割り出す方式」の算定方式：「(製品価格－材料費の合計)／製品価格」

$$\left(\frac{972 \text{ 円}}{(A)} - \frac{170 \text{ 円}}{(B)} \right) \div \frac{972 \text{ 円}}{(A)} \times 100 = \frac{82}{(C)} \%$$

・製品価格 972 円 (A)

・材料費の内訳

材料の名称	価格(円)
(主なもの) 青梅	40
(主なもの) 液糖	30
その他の材料	100
材料費(計)	170 (B)

中身だけでなく、容器・包装等も含め、全てを計上してください。

県内生産での付加価値	82 % (C)	40%以上必要
------------	----------	---------

* 製品価格及び材料費について示す資料を添付してください。

2 申請物品(製品)の製造場所及び製造の内容について

製造業者(名称及びその主たる事務所の所在地)
 株式会社 和歌山本舗 (和歌山市〇〇1) どちらも県内

製造場所(工場名及びその所在地)
 株式会社 和歌山本舗 〇〇工場 (〇〇町×1-1)

製造の主な内容(製造工程項目名)
 漬込 → 濾過 → 調合 → 充填 製造工程順に記入してください。

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品(製品)の製造業者の証明(記名押印)を受けてください。

申請物品(製品)の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品(製品)の製造業者
 (名称及び主たる事務所の所在地)
 (代表者の職氏名)

申請者が申請物品を製造(加工)していない場合は、製造(加工)業者に、県産品申請について了承を得たうえ、この欄に証明してもらってください。

印